

医療機関等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書

国民だれもが、いつでも、良質な医療を受けられるよう、良識と熱意をもった医療従事者が懸命に医療提供をしている。それを実現し支えているのが、医療機関の連携の下で地域毎に必要な医療を適切に提供していく仕組みである地域医療提供体制である。

一方、社会保険診療等は消費税非課税であるため、医療機関等は仕入れに対して支払った消費税を控除することができず、医療機関等の負担となっている。仕入れにかかった消費税相当分については、診療報酬等に上乗せされる仕組みとなっているものの、消費税上乗せ分の補てんが不十分であることなどにより、消費税負担が医療機関等の経営を圧迫している。

消費税率が10%に引き上げられることが予定されている中、このままでは社会保障の充実・維持を目的とする消費税引き上げが、医療機関等の経営状況の悪化につながるおそれがある。

よって、国会及び政府におかれては、医療機関等における消費税負担の状況を把握し、抜本的解決に向けて必要な措置を講ずることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日

富山県入善町議会